

自動体外式除細動器（AED）賃貸借契約仕様書

1. 件 名 自動体外式除細動器（AED）賃貸借契約
2. 数 量 自動体外式除細動器（AED） 20台
3. 納入場所
別紙1のこどもクラブ 20箇所（各所1台）設置
4. 入札想定品
 - (1) ストライカー社製 ライフパック CR2 オートショック
 - (2) フクダ電子(株)社製 ダイナハート AED A1D
 - (3) 日本光電工業(株)社製 AED-3200※あくまで想定品であり、次の仕様を満たしていれば同等品可。
5. AED一式の構成（各こどもクラブ共通）
 - (1) AED本体（バッテリーを含む） 1台
 - (2) 電極パッド（成人・小児共用のものは2組） 1式
※共用でない場合、成人2組、小児2組とする。
 - (3) キャリングケース 1台（メーカー純正品以外可）
 - (4) レスキューセット（ハサミ、手袋、カミソリ、蘇生用マウスピース、タオル） 1式
 - (5) 取扱説明書（日本語） 1部
6. 賃貸借期間 令和8年12月1日～令和13年11月30日（60か月）
地方自治法第234条の3（長期継続契約とする）
7. 機器の仕様
 - (1) 新品・未使用の装置であること。
 - (2) JRC蘇生ガイドライン2020以降に対応していること。
 - (3) 薬機法の「高度管理医療機器」及び「特定保守管理医療機器」の指定医療機器であり、安全性が確認されていること。
 - (4) 二相性波計による除細動器であること。
 - (5) 未就学児/小学生～大人モードをスイッチ又はボタン等で切換えることができる機能を有すること。
 - (6) 日本語の音声ガイダンス機能を有し動作を指示できること。
 - (7) 救助者がショックボタンを押下することなく、除細動ができるオートショック AED であること。
 - (8) 電極パッドはあらかじめ本体に装着された状態であること。また、予備の電極パッドはキャリングケース内に収納されていること。
 - (9) 電気ショックが必要と機器が判断したあとに、電気ショックが不要な心電図波形に変化した場合は自動的に電気ショックを中止する機能があること。
 - (10) AED本体・バッテリーなどについて、毎日セルフチェック機能を有し、異常時はアラーム音及びインジケーター等で知らせる機能を有すること。
 - (11) 遠隔監視システムの有無は問わない。

8. 消耗品

- (1) 使用期限のある消耗品の定期交換については、交換時期に速やかに交換を実施すること。郵送による交換・補充でも構わない。また、AEDの使用に伴い補充が必要となった消耗品についても同様とする。
- (2) 交換によって不要となったバッテリーや電極パッドは、回収するものとする。郵送による回収でも可能とする。
- (3) 各種消耗品の費用、消耗品の交換に関する費用、処分費用も契約金額に含むものとする。

9. 保 証

- (1) メーカー保証期間を5年以上有していること。
- (2) 賃貸借契約期間中に本体及び付属品に故障や不具合が生じた場合は、無償で速やかに現状復帰に努めること。また、修理をする場合には期間中代替品を設置すること。

10. 見積金額の算出方法

- (1) 1台の月額（消費税を除いた金額）を明記すること。20箇所のこどもクラブの合計金額を明記すること。
- (2) 見積金額には消耗品（バッテリー、電極パッドを含む）の各使用期限による交換費用を含むこと。

11. その他

- (1) 納入後、各納入施設から機器使用について問い合わせがあった場合、随時、説明を行えるサポート体制を整えていること。
- (2) 賃貸借期間満了後、各設置場所から機器一式を回収すること。その費用は契約金額に含むものとする。
- (3) 賃貸人は賃貸借期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険、または当該物件に該当する保険契約を賃貸人の選定する損害保険会社と締結し、この契約の存続期間中これを更新すること。ただし、動産総合保険に定める保証以上の保証をすることを確約し、契約時にその旨を定めることができる場合にはこの限りではない。
- (4) 賃貸借期間中の施設閉所や移転により設置場所を変更する場合がある。この場合、機器の移動は発注者が行うものとする。なお、これに伴う賃貸借機器台数の変更はないものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。

【別紙１】設置場所

No.	施設名称	住所	台数
1	中央こどもクラブ	佐野市金屋仲町 2 4 2 8－2	1
2	第 1 天明こどもクラブ	佐野市大祝町 2 3 1 1	1
3	第 2 植野こどもクラブ	佐野市植下町 4 6 4－1 1	1
4	第 3 植野こどもクラブ	佐野市植上町 1 2 7 2	1
5	第 5 植野こどもクラブ	佐野市植下町 4 4 8－4	1
6	第 1 界こどもクラブ	佐野市馬門町 1 5 3 1－9	1
7	第 4 犬伏こどもクラブ	佐野市犬伏下町 1 7 6 5－1	1
8	第 2 犬伏東こどもクラブ	佐野市伊勢山町 1 5 3 4	1
9	第 1 城北こどもクラブ	佐野市堀米町 1 1 7 8－1	1
10	第 3 城北こどもクラブ	佐野市堀米町 1 1 5 6	1
11	第 5 城北こどもクラブ	佐野市堀米町 1 1 5 6	1
12	旗川こどもクラブ	佐野市並木町 9 6 4－8	1
13	第 2 田沼こどもクラブ	佐野市田沼町 6 1 8－1	1
14	吉水こどもクラブ	佐野市吉水町 8 3 2	1
15	栃本こどもクラブ	佐野市栃本町 1 0 3 7	1
16	第 1 あそ野こどもクラブ	佐野市田沼町 9 7 4－4	1
17	第 1 葛生こどもクラブ	佐野市葛生西 3－4－1	1
18	第 3 吉水こどもクラブ	佐野市小見町 7 5 2	1
19	第 6 植野こどもクラブ	佐野市植下町 1 2 6 3－1	1
20	第 5 あそ野こどもクラブ	佐野市山形町 6 5 0－2 5	1